

京都市告示第575号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

平成28年1月27日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

平成28年 2月5日 午後2時00分から午後3時00分まで

2 返還の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

京都市都市計画局広告景観づくり推進室 竹田一時保管場所

3 返還の対象となる屋外広告物等

- (1) 平成27年7月24日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (2) 平成27年8月14日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (3) 平成27年9月17日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (4) 平成27年10月21日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (5) 平成27年11月13日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (6) 平成27年12月14日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (7) 平成28年1月19日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等

(都市計画局広告景観づくり推進室)